

岐 阜 県 公 報

目 次

人事委員会規則

岐阜県職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(人事委員会)	一
岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	二
岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則	(同)	七
岐阜県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	七
管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	(同)	八

人事委員会規則

岐阜県職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年四月一日

岐阜県人事委員会
委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第十一号

岐阜県職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県職員の育児休業等に関する条例施行規則（平成四年岐阜県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第三条の二第二号中「第六条の四第一項に規定する里親であつて、養子縁組によつて養親となることを希望している者若しくは同条第二項に規定する養育里親である者（児童の親その他の同法第二十七条第四項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組によつて養親となることを希望している者として委託することができない者に限る。）」を「第六条の四第一号に規定する養育里親（児童の親その他の同法第二十七条第四項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親（以下「養子縁組里親」という。）として委託することができない者に限る。）」若しくは養子縁組里親である者」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年四月一日

岐阜県人事委員会
委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第十二号

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則（昭和三十二年岐阜県人事委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第十二条中「中学校、小学校」を「小学校、中学校又は義務教育学校」に改める。
第十五条第十号を削る。

第三十七条第四項の表小学校の項中「小学校」の下に「義務教育学校の前期課程を含む。」を加え、同表中学校の項中「中学校」の下に「義務教育学校の後期課程を含む。」を加え、同表備考中「及び中学校」を「中学校及び義務教育学校」に改める。

第三十八条の十六第一項を削り、同条第二項中「前項に規定する職員が土木事務所に勤務する場合」を「土木事務所に勤務する職員」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項第一号及び第二号中「職員のうち、第一項に規定する」を削り、同項を同条第二項とし、同条中第四項を第三項とし、第五項及び第六項を削り、同条第七項中「第二十条第十八項第三号」を「第二十条第十八項第二号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第八項中「第二十条第十八項第三号」を「第二十条第十八項第二号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第九項中「第二十条第十八項第三号」を「第二十条第十八項第二号」に改め、同項を同条第六項とする。

第三十八条の十八第四項中「岐阜地域環境室」を「環境生活部岐阜地域環境室」に改め、同条第七項中「岐阜地域産業労働室」を「商工労働部岐阜地域産業労働室」に改める。

第四十一条第六号中「及び第二号」を削る。

第四十四条第四項第四号中「次条第四項第二号において同じ」を削り、同項第五号中「次条第四項第三号において同じ」を削り、同項第六号中「次条第四項第四号」を

「次条第四項」に改める。

第四十四条の二第四項を次のように改める。

4 条例第二十条の四第一項に規定する異動又は公署の移転の日が平成二十三年四月一日から同年十一月三十日までの間にある職員（その日に減額改定対象職員であつた者に限る。）に対する前項の規定の適用については、同項中「受けていた給料及び」とあるのは、「係る給料について岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十三年岐阜県条例第四十三号。以下この項において「平成二十三年改正条例」という。）の施行の日における平成二十三年改正条例第一条の規定による改正後の条例の規定及び平成二十三年改正条例第四条の規定による改正後の岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例（平成十八年岐阜県条例第六号）附則第七項の規定によるものとした場合の給料の月額並びに条例第二十条の四第一項に規定する異動又は公署の移転の日を受けていた」とする。

第四十四条の二第五項中「前項各号」を「前項」に改める。

第五十七条の五第一号イ中「百分の百八十」を「百分の百七十」に、「百分の二百二十」を「百分の二百十」に改め、同号ロ中「百分の百九十五」を「百分の百八十五」に改め、同条第二号中「百分の八十五」を「百分の八十」に、「百分の百五」を「百分の百」に改める。

別表第一衛生専門学校及び看護専門学校の項中「一」を「一・五」に、「〇・五」を「〇・七五」に改める。

別表第一の三知事の部本庁の項の前に次のように加える。

共通		
管理監	主幹	四種
	担当主幹	六種
		七種

別表第一の三知事の部本庁の項を次のように改める。

理事、会計管理者、部長、参与、秘書政策審議監、県民文化局長	一種
子ども・女性局長、観光国際局長、都市公園整備局長、次長、副局長、出納事務局長、岐阜地域総括監、岐阜地域危機管理監、東京オリンピック・パラリンピック県産木材利用促進総括監、土木	二種

<p>技監、参事、課長、総務事務センター長、センター長、家畜防疫専門監</p>	<p>室長、管理調整監、広聴監、財務管理監、人事管理対策監、人材活用対策監、改革推進監、審理監、職員健康管理監、県有施設管理監、県庁舎建設管理監、情報システム管理監、認定審査監、イベント・コンベンション企画監、スポーツ施設企画監、スポーツ誘致推進監、レクリエーション・健康づくり推進監、競技力向上対策監、アスリート支援企画監、危機管理企画監、岐阜地域防災対策監、地域防災対策監、地域防災支援監、防災対策監、防災航空センター長、航空安全管理監、航空管理監、生涯学習企画監、自然環境対策監、不法投棄監視監、環境安全推進企画監、芸術文化企画監、医療対策監、医療人材対策監、看護対策監、在宅医療福祉推進監、感染症対策監、保健企画監、障害福祉基盤整備企画監、男女共同参画推進監、副センター長、少子化対策企画監、児童虐待対策監、経営支援対策監、人材確保対策監、中小企業総合人材確保センター長、中小企業総合人材確保センター副センター長、研究開発企画監、施設整備企画監、土産物開発監、海外展開推進監、インバウンド推進監、技術総括監、農業研究企画監、検査監、競馬監督監、販売戦略企画監、技術指導監、花き振興企画監、畜産指導監、家畜防疫対策監、東京オリンピック・パラリンピック県産木材利用促進対策監、森林経営対策監、森林監視指導監、建設技術企画監、建設業企画監、幹線道路企画監、道路管理企画監、技術管理監、土砂災害対策監、鉄道高架推進企画監、流域下水道経営企画監、建築物地震対策推進企画監、建築構造審査監、設備管理監、徳山ダム対策監、県営水道経営企画監、都市公園企画監、出納審査監、地域出納審査監</p>	<p>四種</p>
---	--	-----------

別表第一の三知事の部県事務所の項中

<p>課長（揖斐県事務所、中濃県事務所及び恵那県事務所の出納課長を除く）、郡上支所長、下呂支所長</p>	<p>六種</p>
<p>主幹、担当主幹</p>	<p>七種</p>

を
に改め、同部

消防学校の項の次に次のように加える。

<p>県民生活相談センター</p>	<p>所長、副所長</p>	<p>四種</p>
-------------------	---------------	-----------

別表第一の三知事の部保健所の項中「管理監」を削り、

<p>課長（保健所の事務所の課長を除く。）</p>	<p>六種</p>
<p>主幹、担当主幹</p>	<p>七種</p>

を

<p>課長（保健所の事務所の課長を除く。）</p>	<p>六種</p>
---------------------------	-----------

に改め、同部

岐阜県行政組織規則第五十四条に規定する試験研究機関の項中

<p>当該機関の長、主任部長研究員、管理監</p>	<p>四種</p>
---------------------------	-----------

を

<p>当該機関の長（保健環境研究所及び工業技術研究所の所長に限る。）</p>	<p>二種</p>
<p>当該機関の長（保健環境研究所及び工業技術研究所の所長を除く）、主任部長研究員</p>	<p>四種</p>

に改め、「（保

健康環境研究所、農業技術センター及び畜産研究所の総務課長並びに工業技術研究所の企画調整課長に限る。）及び「担当主幹」を削り、同部衛生専門学校の項中

<p>課長</p>	<p>六種</p>
<p>担当主幹</p>	<p>七種</p>

を

<p>副校長（行政職給料表の適用を受ける副校長に限る。）</p>	<p>四種</p>
<p>副校長（行政職給料表の適用を受ける副校長を除く）、課長</p>	<p>六種</p>

に改め、同部

希望が丘こども医療福祉センターの項中「看護部長」の下に、「課長（総務課長に限る。）」を加え、「課長」を「課長（総務課長を除く。）」に改め、同部食肉衛生検査所の項中

食肉検査監	四種	を
担当主幹	七種	

計量検定所の項中

食肉検査監	四種	に改め、同部
-------	----	--------

所長	四種	を
主幹	六種	

国際たくみアカデミーの項中

所長	四種	に改め、同部
----	----	--------

部長	四種	を
担当主幹	七種	

情報科学芸術大学院大学の項中「産業文化センター長」を「産業文化研究センター長」に改め、同部農林事務所の項を次のように改める。

所長、副所長（総務課長を兼ねる副所長（東濃農林事務所を除く。）に限る。）	二種
副所長（総務課長を兼ねる副所長（東濃農林事務所を除く。）を除く。）	四種
課長、技術連携調整監	六種

別表第一の三知事の部家畜保健衛生所の項中「病性鑑定監」の下に、「連携推進監」を加え、

総務課長、保健衛生課長（中央家畜保健衛生所の保健衛生課長に限る。）	六種	を
-----------------------------------	----	---

総務課長、保健衛生課長（中央家畜保健衛生所の保健衛生課長に限る。）	六種	に改め、同部
保健衛生課長（中濃家畜保健衛生所の保健衛生課長に限る。）	七種	

土木事務所の項中

副所長	四種	を
-----	----	---

副所長（岐阜土木事務所の副所長及び総務課長を兼ねる副所長を除く。）	四種	に改め、同部
-----------------------------------	----	--------

建築事務所の項中「岐阜・西濃建築事務所に限る。」を削り、同表教育委員会の部事務所の項の前に次のように加える。

共通	管理監	四種
	主幹	六種
	担当主幹	七種

別表第一の三教育委員会の部事務局の項中「社会教育企画監、管理監」及び「主幹」を削り、同部図書館の項中「総務課長、サービス課長」を「課長」に改める。

別表第四の表中

大野郡白川村平瀬字下川原三五三の三七	平瀬警察官駐在所	二級地
--------------------	----------	-----

下呂市小坂町落合二二七六の一	下呂市小坂町落合駐在所	二級地
大野郡白川村平瀬字下川原三五三の三七	平瀬警察官駐在所	

改め、同表備考第一号中「平成二十三年四月一日」を「平成二十九年四月一日」に改め、同表備考第二号中「平瀬警察官駐在所」を「下呂市小坂町落合駐在所及び平瀬警察官駐在所」に改め、別表第四口の表中

「 揖斐郡揖斐川町坂内広瀬九三五の一
加茂郡東白川村神土五七四の三
坂内警察官駐在所
東白川警察官駐在所
を

削り、同表備考中「平成二十三年四月一日」を「平成二十九年四月一日」に改める。
別表第四の二の表中

「 金山町岩瀬七八二の三
東警察官駐在所
を

「 金山町岩瀬七八二の三
揖斐郡揖斐川町坂内広瀬九三五の一
東警察官駐在所
坂内警察官駐在所
に改め、

「 白川町白山一六六五の一
下油井警察官駐在所
を

「 白川町白山一六六五の一
東白川村神土五七四の三
下油井警察官駐在所
東白川警察官駐在所
に改め、同表

備考中「平成二十三年四月一日」を「平成二十九年四月一日」に改め、別表第四の二口の表中

「 下呂市小坂町大垣内一一八二
小坂警察官駐在所
を

「 下呂市小坂町大垣内一一八二
揖斐郡揖斐川町東横山四三七の二
小坂警察官駐在所
藤橋警察官駐在所
に改め、同表

備考中「平成二十三年四月一日」を「平成二十九年四月一日」に改める。

別表第五小学校の表恵那市の項中「飯地学校」を「飯地小学校」に改め、同表中大野郡の項を削り、別表第五中学校の表下呂市の項及び大野郡の項を削り、同表の次に次の一表を加える。

義務教育学校

郡市名	学校名	級地区分
大野郡	白川村 白川郷学園	二級地

別表第五の四の表中

「 小坂町小坂町八一五の五
下呂市小坂町駐在所
を

「 小坂町小坂町八一五の五
落合二三七六の一
下呂市小坂町駐在所
下呂市小坂町落合駐在所
に改め、

「 馬瀬中切一八五二
馬瀬中学校
を削る。

別表第七教育職給料表(一)の項中「産業文化センター長」を「産業文化研究センター長」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(特地公署とされていた公署に勤務する職員の特地勤務手当等の月額等に関する経過措置)

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日においてこの規則による改正前の岐阜県職員給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則(以下「改正前の規則」という。)(第四十四条第一項及び別表第四の規定により特地公署とされていた公署は、当該特地公署とされていた公署に同日から引き続き在勤している職員にこの規則による改正後の岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)(の規定を適用する場合には、改正後の規則第四十四条の二第一項及び別表第四の二の規定にかかわらず、平成三十一年三月三十一日までの間、特地公署とみなす。

3 前項の規定により特地公署とされた公署に勤務する同項に規定する職員の岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和三十一年岐阜県条例第二十九号。以下「条例」という。)(第二十条の三第一項及び第二項の規定による特地勤務

手当の月額、改正後の規則第四十四条第二項から第五項までの規定にかかわらず、
 特勤勤務手当経過措置基礎額に改正前の規則による当該公署の級別区分に係る支給割
 合を乗じて得た額に、施行日から平成三十一年三月三十一日までの間にあっては百分の
 七十を、同年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間にあっては百分の四十
 を乗じて得た額（その額に一月未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）
 とする。

4 前項の特勤勤務手当経過措置基礎額は、改正後の規則第四十四条第三項各号に定め
 る日に受けていた給料及び扶養手当の月額の合計額の二分の一に相当する額（以下こ
 の項から附則第六項までにおいて「勤務することとなった日等に係る基礎額」といふ。）
 と施行日の前日に受けていた給料及び扶養手当の月額の合計額の二分の一に相当する
 額（附則第六項第二号において「施行日の前日に係る基礎額」といふ。）を合算した
 額（その額が勤務することとなった日等に係る基礎額と現に受ける給料及び扶養手当
 の月額の合計額の二分の一に相当する額を合算した額を超えることとなる期間につい
 ては、当該合算した額）とする。

5 改正後の規則第四十四条第四項各号に掲げる職員に対する前項の規定の適用につい
 ては、勤務することとなった日等に係る基礎額は、当該各号の規定により読み替えら
 れた同条第三項の規定の例による勤務することとなった日等に係る基礎額とする。

6 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」
 といふ。）第十一条第一項に規定する育児短時間勤務職員若しくは育児休業法第十七
 条の規定による短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員等」といふ。）
 又は改正後の規則第四十四条第三項各号に定める日若しくは施行日の前日において育
 児短時間勤務職員等であったものに係る前二項の規定による特勤勤務手当経過措置基
 礎額の算定については、次の各号に掲げる額は、当該各号に定める額とする。
 一 勤務することとなった日等に係る基礎額に係る給料の月額 次に掲げる職員の区
 分に応じ、それぞれ次に定める額

- イ 育児短時間勤務職員等以外の職員であつて、改正後の規則第四十四条第三項各
 号に定める日において育児短時間勤務職員等であつたもの その日に係る給料の
 月額を同日における岐阜県職員の育児休業等に関する条例（平成四年岐阜県条例
 第四号。以下「育児休業条例」といふ。）第十八条（育児休業条例第十四条第二
 項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた条例第三十一条
 第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する

勤務時間で除して得た数（以下この項及び附則第十一項において「算出率」とい
 う。）で除して得た額

ロ 育児短時間勤務職員等であつて、改正後の規則第四十四条第三項各号に定める
 日において育児短時間勤務職員等以外の職員であつたもの その日に係る給料の
 月額に算出率を乗じて得た額

ハ 育児短時間勤務職員等であつて、改正後の規則第四十四条第三項各号に定める
 日において育児短時間勤務職員等であつたもの その日に係る給料の月額を同日
 における算出率で除して得た額に算出率を乗じて得た額

ニ 施行日の前日に係る基礎額に係る給料の月額 次に掲げる職員の区分に応じ、そ
 れぞれ次に定める額

イ 育児短時間勤務職員等以外の職員であつて、施行日の前日において育児短時間
 勤務職員等であつたもの その日に受けていた給料の月額を同日における算出率
 で除して得た額

ロ 育児短時間勤務職員等であつて、施行日の前日において育児短時間勤務職員等
 以外の職員であつたもの その日に受けていた給料の月額に算出率を乗じて得た
 額

ハ 育児短時間勤務職員等であつて、施行日の前日において育児短時間勤務職員等
 であつたもの その日に受けていた給料の月額を同日における算出率で除して得
 た額に算出率を乗じて得た額

7 附則第二項の規定により特勤公署とされた公署に勤務する職員のうち、改正前の規
 則別表第四口の表に掲げる公署であつた公署（次項において「改正前の特定特勤公署」
 といふ。）に勤務する職員には、平成二十九年十一月一日から平成三十一年三月三十一
 日まで及び同年十一月一日から平成三十一年三月三十一日までの期間（以下「冬期」
 といふ。）以外の期間は、特勤勤務手当を支給しない。

8 附則第二項の規定により特勤公署とされた公署に勤務する同項に規定する職員の条
 例第二十条の四の規定により支給される特勤勤務手当に準ずる手当（冬期に支給する
 ものに限る。）の月額は、改正後の規則第四十四条の二第三項から第五項まで又は第
 四十四条の三第三項の規定にかかわらず、施行日において条例第二十條の四第一項に
 規定する準特勤公署（以下「準特勤公署」といふ。）に該当することとなつた公署で
 あつて、改正前の特定特勤公署であつた公署に在勤する職員にあっては、当該公署を
 準特勤公署とみなした場合における改正後の規則第四十四条の二第三項から第五項ま

で又は第四十四条の第三項の規定により支給される特地勤務手当に準ずる手当の月額に、準ずる手当経過措置基礎額に百分の一（改正後の規則第四十四条の第二第三項及び第四十四条の第三項に規定する日（以下「異動の日等」という。）から起算して四年に達した職員にあつては、零）を乗じて得た額に、平成二十九年十一月一日から平成三十年三月三十一日までの間にあつては百分の七十を、同年十一月一日から平成三十一年三月三十一日までの間にあつては百分の四十を乗じて得た額を加算して得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

9 前項の準ずる手当経過措置基礎額は、異動の日等を受けていた給料及び扶養手当の月額の合計額（その額が現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額を超えることとなる期間については、当該合計額）とする。

10 改正後の規則第四十四条の第二第四項の職員（改正後の規則第四十四条の第三第三項各号に掲げる職員であつて、当該各号に規定する場合に改正後の規則第四十四条の第二第四項の規定が適用されるものを含む。）に対する前項の規定の適用については、異動の日等を受けていた給料及び扶養手当の月額の合計額は、同条第四項の規定により読み替えられた同条第三項の規定の例による同項に規定する異動等の日の給料等の合計額とする。

11 育児短時間勤務職員等又は異動の日等において育児短時間勤務職員等であつたものに係る前二項の規定による準ずる手当経過措置基礎額の算定については、異動の日等に係る給料の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 育児短時間勤務職員等以外の職員であつて、異動の日等において育児短時間勤務職員等であつたもの 異動の日等に係る給料の月額を異動の日等における算出率で除して得た額
- 二 育児短時間勤務職員等であつて、異動の日等において育児短時間勤務職員等以外の職員であつたもの 異動の日等に係る給料の月額に算出率を乗じて得た額
- 三 育児短時間勤務職員等であつて、異動の日等において育児短時間勤務職員等であつたもの 異動の日等に係る給料の月額を異動の日等における算出率で除して得た額に算出率を乗じて得た額

岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年四月一日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第十三号

岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則（平成十八年岐阜県人事委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

附則中第二十七項を第二十八項とし、第二十三項から第二十六項までを一項ずつ繰り下げ、第二十二項の次に次の一項を加える。

（平成三十年一月一日における一般職員の昇給の号給数等）

23 第六項から第十一項まで及び第十九項の規定は、平成三十年一月一日における一般職員の昇給について準用する。この場合において、第六項中「平成十九年一月一日」とあるのは「平成三十年一月一日」と、同項第一号中「切替日前」とあるのは「平成二十九年一月一日（以下「基準日」という。）前」と、「切替日後」とあるのは「基準日後」と、「数から一を減じて得た数に相当する号給数」とあるのは「号給数」と、同項第二号中「平成十八年十二月三十一日」とあるのは「平成二十九年十二月三十一日」と、第八項第一号中「職員（次号及び第三号において「昇給号給数抑制職員」という。）にあつては、三号給以上」とあるのは「職員にあつては、一号給以上」と、同項第二号中「四号給（昇給号給数抑制職員にあつては、二号給）」とあるのは「四号給」と、同項第三号中「三号給以下（昇給号給数抑制職員にあつては、一号給以下）」とあるのは「三号給以下」と、第九項中「切替日から平成十八年十二月三十一日」とあるのは「基準日から平成二十九年十二月三十一日」と、第十項中「平成十九年一月一日」とあるのは「平成三十年一月一日」と、第十九項中「前項」とあるのは「第二十三項」と読み替えるものとする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を

ここに公布する。

平成二十九年四月一日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第十四号

岐阜県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則（平成十四年岐阜県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表条例第二号第一項第二号に該当する公益的法人等の項中「ぎふ農業協同組合」を「ぎふ農業協同組合」に改め、同表条例第二号第一項第四号に該当する公益的法人等

西美濃農業協同組合

の項中「公益社団法人地域医療振興協会」を「公益社団法人岐阜県農業会議」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年四月一日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第十五号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年岐阜県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表第二本庁の項の前に次のように加える。

共通 管理監、主幹、担当主幹

別表第二本庁の項中「農業技監」を「東京オリンピック・パラリンピック県産木材利用促進総括監」に、「県民生活相談センター長」を「センター長、家畜防疫専門監」に、「公会計整備調整監」を「財務管理監」に改め、「人材活用対策監」の下に、「改革推進監」を、「県有施設管理監」の下に、「県庁舎建設管理監」を、「スポーツ誘致推進監」の下に、「レクリエーション・健康づくり推進監、競技力向上対策監」を、「航空管理監」の下に、「生涯学習企画監、自然環境対策監」を加え、「自然環境対策監」を削り、「生活相談対策監、災害医療対策監、看護対策監、医療人材対策監」を「医療対策監、医療人材対策監、看護対策監」に、「国保制度改革対策監」を「男女共同参画推進監、副センター長」に、「就労支援企画監、企業人材確保対策監」を「経営支援対策監、人材確保対策監、中小企業総合人材確保センター長、研究開発企画監」に、「歴史観光推進監」を「土産物開発監、海外展開推進監、インバウンド推進監」に改め、「競馬支援監」を削り、「家畜防疫専門監、木育推進監」を「家畜防疫対策監、東京オリンピック・パラリンピック県産木材利用促進対策監」に改め、「入札制度企画監」を削り、「高速道路企画監」を「幹線道路企画監」に改め、「鉄道高架推進企画監」の下に、「流域下水道経営企画監」を加え、「住宅活用推進監」及び「公園活用推進監」を削り、「管理監、主幹」を「中小企業総合人材確保センター副センター長」に改め、「とし、健康福祉政策課の下呂市駐在の課長補佐を除く。」を削り、同表県事務所の項中「中濃県事務所」及び「主幹、担当主幹」を削り、同表保健所の項中「管理監」及び「主幹、担当主幹」を削り、同表農林事務所の項中「副所長」の下に「技術連携調整監」を加え、「担当主幹」を削り、同表家畜保健衛生所の項中「病性鑑定監」の下に「連携推進監」を、「中央家畜保健衛生所」の下に「及び中濃家畜保健衛生所」を加え、同表建築事務所の項中「岐阜・西濃建築事務所の課長に限る。」を削り、同表試験研究機関の項中「管理監」及び「担当主幹」を削り、同表東京事務所の項の次に次のように加える。

県民生活相談センター 所長、副所長

別表第二衛生専門学校の項中「校長」の下に「副校長」を加え、「担当主幹」を

削り、同表食肉衛生検査所の項中「担当主幹」を削り、同表計量検定所の項中「主幹」を削り、同表国際たくみアカデミーの項中「担当主幹」を削り、同表情報科学芸術大学院大学の項中「学長、事務局長」を「事務局長」に改める。

別表第三事務局の部の前に次のように加える。

共通 管理監、主幹、担当主幹

別表第三事務局の部本庁の項中「社会教育企画監、管理監、主幹」を削り、同部教育事務所の項中「主幹」を削り、同表森林文化アカデミーの項中「学長、副学長」を「副学長」に改め、同表図書館の項中「総務課長、サービス課長」を「課長」に改め、同表備考中「岐阜県立学校以外の教育機関の組織等に関する規則（昭和三十九年岐阜県教育委員会規則第八号）及び岐阜県立特別支援学校管理規則（昭和三十九年岐阜県教育委員会規則第四号）」を「岐阜県立特別支援学校管理規則（昭和三十九年岐阜県教育委員会規則第四号）及び岐阜県行政組織規則（平成十八年岐阜県規則第四十六号）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

平成二十九年四月一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社